

独立行政法人大学入試センター防火管理規則

〔平成13年4月1日
規則第62号〕

改正 平成14年3月29日規則第11号

改正 平成16年3月25日規則第29号

改正 平成18年4月1日規則第5号

改正 令和元年5月31日規則第25号

改正 令和5年11月30日規則第6号

独立行政法人大学入試センター防火管理規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における防火管理業務に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、独立行政法人大学入試センター物品管理事務取扱規則（平成13年規則第58号）、独立行政法人大学入試センター不動産管理事務取扱規則（平成13年規則第59号。以下「不動産管理事務取扱規則」という。）及び独立行政法人大学入試センター施設管理規則（平成13年規則第61号）その他別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(防火管理の総括)

第2条 理事長は、センターにおける防火管理の全般を総括する。

(防火管理者及びその業務)

第3条 センターに防火管理者を置く。防火管理者は財務課長（消防法施行令（昭和36年政令37号）第3条の規定に定める資格を有しないときは、その資格を取得するまでの間は理事長が命じた者。以下同じ。）をもって充てる。

2 防火管理者は、消防計画の作成、別表第1に定める消防訓練の実施、建物、火気使用設備器具、電気設備器具、危険物設備等（以下「建物等」という。）、消防設備器具及び避難設備器具（以下「消防設備器具等」という。）の点検整備並びに火気使用又は取扱いに関する指揮監督その他防火管理上必要な業務を行う。

(予防管理組織)

第4条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、各部屋ごとに火気使用責任者を置くとともに、建物等及び消防設備器具等の点検検査を行うため自主点検検査員を置く。

2 火気使用責任者は、不動産管理事務取扱規則第12条の規定により財産管理役が指定する者とし、自主点検検査員は防火管理者が指名する者をもって充てる。

(火気使用責任者)

第5条 火気使用責任者は、防火管理者の監督のもとに、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 火気使用設備器具（灰皿、ストーブ等）の火気管理
- 二 電気設備器具の安全確認
- 三 消防設備器具等の管理
- 四 地震時の出火防止措置

五 その他火災予防上必要な事項

(自主点検検査員)

第6条 自主点検検査員は建物等及び消防設備器具等について適正な機能を維持するため、別表第2の検査票により、定期的に点検検査を実施しなければならない。

(火災予防上の遵守事項)

第7条 職員は、日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 火気使用設備器具の周囲は、つねに整理整頓し、可燃物等を置かないこと。
- 二 火気使用設備器具を使用する前及び使用した後は、必ず点検し安全を確認すること。
- 三 退所時には、灰皿を指定する場所に集めること。
- 四 避難口、廊下、階段には、避難上障害となる物を置かないこと。
- 五 防火戸の近辺は、閉鎖の障害となる物及び延焼の媒体となる可燃物等を置かないこと。

(自衛消防隊)

第8条 センターに、火災による被害を最小限に留めるため及びその他事故発生時の避難及び救護等にあたるために自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、理事長が別に定める。

(職員及び警備員の任務)

第9条 職員及び警備員は、つねに火災防止に留意し、異常乾燥、強風その他火災が発生しやすい状況にあるときは、特に警戒に努めなければならない。

2 防火管理者は、職員及び警備員に対し、消防設備器具等の所在及び操作方法並びに火災発生時における関係者への連絡方法を十分に周知しておかななければならない。

(緊急連絡方法等)

第10条 防火管理者は、勤務時間外又は休日における火災の発生に備え、関係者への緊急の連絡方法及び連絡順序をあらかじめ定めておかななければならない。

2 前項の連絡順序は、理事長が別に定める。

(震災予防措置)

第11条 自主点検検査員は、第6条に定める点検検査のほか、次に掲げる処置を行わなければならない。

- 一 建物及び建物に付随する施設並びにセンター内に設置する物件の倒壊落下の防止措置を図ること。
- 二 火気使用設備器具、電気設備器具、危険物設備等の転倒、落下防止及び消防設備器具等についての作動状況を検査すること。

(地震災害警戒宣言時防災体制)

第12条 警戒宣言が発せられた場合は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため職員は通常の業務を停止又は制限し、第8条に規定する自衛消防隊の組織に従い、必要に応じてそれぞれ理事長が別に定める業務を行わなければならない。

(地震時活動)

第13条 防火管理者は、地震が発生した場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 全職員を指揮し、建物等からの出火防止措置を行うこと。
- 二 建物等の異常の有無を確認すること。

- 三 特に、通信機器の異常の有無を詳細に確認すること。
- 四 センター内外の被害状況を把握すること。
- 五 職員の避難状況を確認すること。
- 六 倒壊等による負傷者の救出及び応急手当を行うこと。

(地震後の安全措置)

第14条 地震鎮静後、火気使用責任者及び自主点検検査員は、建物等の点検検査及び応急措置を行い、それらの安全性を確認後、電気、ガス、水道の供給使用を開始しなければならない。

(防災教育)

第15条 防火管理者は、次に掲げる事項について職員に防災教育を行い、防火管理の徹底を図らなければならない。

- 一 消防計画
- 二 火災予防上の遵守事項
- 三 防火管理に対する職員の各自の任務及び責任
- 四 安全な作業等に関する事項
- 五 震災対策に関する事項
- 六 その他火災予防上必要な事項

(火災発生時の心得)

第16条 職員及び警備員は出火したとき、又は火災を発見したときは、理事長が別に定める火災時心得により行動しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1 防災訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導等	年1回以上
基礎訓練	室内消火栓操作法、消火活動に使用する設備器具の取り扱い訓練	随時

別表第2 検査票

(1) 建物等の自主検査

検査対象	検査実施日	点検検査員
建物	年 月 日	
	年 月 日	
火気使用設備器具	年 月 日	
	年 月 日	
電気設備器具	年 月 日	
	年 月 日	
危険物設備	年 月 日	
	年 月 日	

(2) 消防設備器具等の自主検査

検査対象	検査実施日			点検検査員
	外観点検	機能点検	総合点検	
消火器	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(保守点検契約を結ぶ場合) ○○○と「保守点検契約」を結び点検、整備を実施する。
	年 月 日	年 月 日		
自動火災報知設備	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日		
誘導灯	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日		
避難器具	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日		
屋内消火栓	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日		